平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中 放送技術課 御中

郵便番号 150-8001

とうきょうと しぶやく じんなん

住所 東京都渋谷区神南2-2-1

にっぽんほうそうきょうかい

名称 日本放送協会

ふく ち しげ お

代表者氏名 会長 福地茂雄

#### 該当箇所 意見 【207. 5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局 NHKとしては、これまでも意見を述べてきたように、携帯端末向け の開設に関する指針案】 マルチメディア放送が最大限に普及して、その公共的・社会的役割を 効果的に果たしていくうえで、視聴者の立場からは、一つの受信端末 でその多様なマルチメディアサービスを享受できることが望ましいと 五頁 考えます。 3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件 こうした観点から、受託放送事業者を一つとする今回の開設指針 並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各 の制度整備案に賛成します。 号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請 に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別 表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への 適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。

# 「無線設備規則の一部を改正する省令案等の電波監理審議会への諮問 及び当該省令案その他の携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた 倒度整備案に対する意見募集」 に対する弊社の意見

(平成22年3月1日)

総務省情報流通行政局 放送政策課 又は 放送技術課 御中

氏名:渡辺克信

(朝日放送株式会社 代表取締役社長)

会社名: 朝日放送株式会社

住所:大阪市福島区福島1-1-30

(郵便番号553-8503)

(1/2ページ)

該当箇所	意見
別添11 『207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案』ならびに 別添3 『無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表』	別添11の4ページ五の2の(1)に示された如く、14.5 MHzの帯域幅での申請とした場合、別添3の1ページに掲げられた2方式(セグメント連結伝送方式,選択帯域伝送方式)のうちどちらか1方式を選択することとなる。その場合は現行デジタルテレビジョン放送と親和性のあるセグメント連結伝送方式の採用が望ましいと考える。その理由として、この方式は我が国が世界に誇るデジタル放送方式ISDBの一種であり、これを採用すれば、地上デジタル放送と受信チップ等を共用することによって、受信器の低廉化が図れ、受信者の利益になる。受信器の低廉化は、受信器の普及に資するとも言える。また国産の技術であるISDB方式の採用は、受信機生産において国内のメーカーなどに経済的効果が期待でき、テレビのISDB-T方式同様海外での採用もあり得ると考える。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 530-8408

住所 大阪市北区扇町 2-1-7

氏名 関西テレビ放送株式会社

該当箇所	意見
○特定基地局の開設に関する指針	申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、認定を単一事業とす
・五-2- (一)	る指針に賛成いたします。
申請することのできる周波数の帯域幅は	単一事業者とすることは、送信所の建設などインフラ構築にかかる無駄
十四・五 Mhz とする。	な投資を抑制することができ、利用者の負担軽減、効率的なエリアの拡
・五一3	大に寄与するものと考えます。
申請の数が・・二以上の場合は・・・比較	単一事業者が帯域14.5MHz を一括送信することにより、事業者間
審査を行い・・最も高い一の申請に対して	でのガードバンド設定の必要がなくなり、限りある電波資源の有効な利
するものとする。	用につながると考えます。
	また ISDB-Tmm 方式は電波の有効利用に最適な技術方式あると同時に
	広く普及しているワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式を基本にしている為
	、端末の普及や新しいサービスの早期実現にも寄与できる最適な方式で
	あると考えます。

### 意 見 書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課・放送技術課御中

T801-8571

住所 福岡県福岡市中央区長浜1-1-1

氏名 九州朝日放送株式会社

代表取締役社長 権藤 満

#### 該当箇所

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第 二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇 七・五 MHz 以上二二 MHz 以下の周波数を 使用する特定基地局の開設に関する指針案 五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関

する事項その他必要な事項

3 開設計画の認定は、・・・二以上の場合 はそれぞれの申請について別表第三の基 準により比較審査を行い、当該申請のう ち当該基準への適合の度合いが最も高い 一の申請に対してするものとする。

#### 意 見

「一の申請に対してするものとする。」ことにより、ハード事業者を1社とすることとなる ため、ガードバンド減が考慮されて帯域をフルに活用でき、更にSFNにより能率的な運用 をおこなうことが期待できる。

ラジオ・テレビ兼営社のラジオ部門及びラジオ単営社の財務体質はきわめて厳しい状況にあり、地上デジタルテレビのように大規模な設備投資は不可能であるし、また、受信端末の普及にも時間を要すべきではないと考える。

そもそもラジオ部門の疲弊は難聴取にも大きな原因があり、受信環境の改善は可及的速やかに行うべきと考える。 .

その意味で、技術方式を一つにすることは、より低廉な受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及させることが期待できる。

また、受信用携帯端末は普及している現行のワンセグ放送方式 (ISDB-T方式) 受信機能の搭載が極めて自然であり、受信者にとっても低廉な受信機の実現が期待できる放送方式 (ISDB-Tmm) の採用が至当である。

さらには今後VHF-Low帯で予定される地方ブロック向けマルチメディア放送(ISDB-Tsb方式)での受信端末の共用化による普及促進面もかなり期待できる。

そもそも国産の放送方式であるISDB-Tは、南米等でも我が国が国を挙げてその採用に 取り組んでいるところであり、パブリックコメント如何にかかわらず、毅然として国産方式 を選択すべきと考える。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課、放送技術課御中

郵便番号 107-8001

住所 東京都港区赤坂5-3-6

氏名 (梯TBSラジオ & コミュニケーションズ

代表取締役社長 加藤嘉一

該当箇所	ご意見
207. 5 他以上222 他以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案	本指針での開設計画の認定については、「申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。」となっている。これは、この周波数帯における、いわゆるハード事業者を1社とすることであり、すなわち技術方式も一つに絞られるということである。受信機に対して複数の技術方式の搭載を課することなく、より低廉な受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及させることが期待できるものであり賛成できる。比較審査においては、日本国内で広く普及している技術方式であるISDB-Tと基本技術を同じにするISDB-Tmmが、一般消費者の利便性に対して優位であることを考慮すべきと考える。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 466-8501

住所 愛知県名古屋市東区東桜 1-14-27

氏名 東海テレビ放送株式会社

取締役 祖父江 伸二

該当箇所	意見
11) 特定基地局の開設に関する指針案	単一事業者であれば、事業者間のガードバンドを設定する必要がな
五―2~3 申請することができる周波数の帯域幅は 14.5MHz とし、	く、電波の有効利用につながるため、認定を1事業者(1方式)とす
開設計画の認定は、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に	る事に賛同いたします。
対してするものとする	また1事業者に集約する事でインフラの投資額が抑えられ、利用者負
*	担も軽減する事から、マーケットの早期成長につながると考えます。
	ISDB-Tmm 方式は、独特の技術様式(33 セグメント一括送信)でガードバ
	ンドを不要とするため、使用しない帯域が最も少なく、電波を最も有
	効利用できます。またワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式をベースにし
	ていることから、地デジ、ワンセグの普及に努めてきたテレビ事業者
	の立場としては、既存のハードウェア、ソフトウェアリソースを有効
	活用できるため、支持いたします。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号

4618503

住所

なごやしでがしくでがしまくら 名古屋市 東区 東 桜 一丁目14番27号

氏名

東海ラジオ放送株式会社

代表取締役社長 志村富士夫

該	* i *	**	
****	- + + -	***	111-

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五胍以上二二二胍以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針第5項第3号

#### 意見

本指針では「開設計画の認定は、(中略)電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。」となっている。これはこの周波数帯におけるハード事業者を1社とすることで、技術方式も統一することと解釈できる。受信機に対して複数の技術方式の導入は無駄が多く、小型化と廉価実現の障害となる。受信機の普及には廉価であることがもっとも重要と考えるので賛成できる。

なお、比較審査においては、ユーザーの利便性を考えると日本国内で既に普及している技術方式の ISDB-T と基本技術が同じである ISDB-Tmmが優位であることを付け加える。

### 意 見 書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

> 〒107-8006 東京都籍区家뜛5-3-6 株式会社 東京放送ホールディングス 代表版緒後社覧 財津 敬三

該当箇所	意見
11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案	開設計画の認定について、「申請の数が二以上の場合は比較審査を行い、適合の度合いが最も高い申請を認める」としていることは適当だと考える。携帯端末向けマルチメディア放送は、既存放送事業者にとっても視聴者層やビジネスモデルの異なる全く新しい事業となる。放送施設・設備などへの投資負担を軽減し、視聴エリアの効率的な拡大や、ユーザーの利便性、安定した事業基盤の醸成を図るためにも、方式を一つに絞ることが望ましい。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 〒 981-0942

せんだいしたいはくくやぎやまかすみちょう 26の1

住所 仙台市太白区八木山香澄町 26 番 1 号

とうほくほうそうかぶしきかいしゃ

氏名 東北放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ながのためみつ

代表取締役社長 永野 為光

敦.	台管	所
195	⋾쁘	1/1

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二 十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・ る特定基地局の開設に関する指針 別表第三 第一項第2号

別表第三第一項第2号受信設備の普及に関する事項にて「当該特定基地局により行われる放送を 受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための内容がより充実してい 五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用す ること」とあるが、主旨については概ね賛成できる。

> 移動体向けのマルチメディア放送は V-Low、V-High を問わず、広く国民に普及すべき特性を有 することから、以下の事項を比較審査において考慮すべきである。

> ①現在 V-Low が想定しているサービスは、地域メディアとしての総合編成、つまり音声ストリ ーム、交通情報サービス、サイネージ、緊急地震速報及び受信機支援のためのコモンサービス等 を目指しており、受信機についても V-High と同一端末にて利用できることが望ましい。

> したがって、V-High の技術方式については日本国内で広く普及している方式(ISDB-T)に親 和性のある ISDB Tmm が、「より国民に普及されるための内容が充実している」と解釈すべきで ある。

> ②さらに付け加えると V-Low の受信設備はケータイ電話に限らず、現在のラジオ受信機を進化 させた簡単操作の受信設備を想定、ワンプッシュで簡単に聞ける"簡易型"受信機により家庭で も外でも車でも、多様な受信形態を確保することが望まれている。その意味でもワンチップ化し て生産コストを抑える目的あるいは家電商品とのコモディティー化による普及が最重要課題で あり、技術方式を1つにしてISDB-Tファミリーとすることを強く希望する。

平成 22年 3月 5日

総務省情報流通行政局 放送政策課又は放送技術課 あて

郵便番号 100-8439

(ふりがな) とうきょうとちよだくゆうらくちょう

住所 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号

(ふりがな) かぶしきがいしゃにっぽんほうそう

氏名(注1)株式会社ニッポン放送

取締役社長 磯原 裕

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

#### 該当箇所

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基 地局の開設に関する指針案

- 五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項そ の他必要な事項
  - 2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行われなければならない。
    - (一) 申請することができる周波数の帯域幅は、十四・五 MHz とする。
  - 3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。

#### ご意見

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」に示された、「制度整備に当たっての基本的な考え方:携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。」に照らし、14.5MHzの全帯域を一の申請者に対し認定することに賛同する。

即ち、一の申請者に対する認定により、単一の放送方式による携帯端末向 けマルチメディア放送実施が想定され、その結果、以下の優位点が実現され るものと考える。

- ① 同様のコンテンツが複数の方式で放送されることが回避され、より効率的 な周波数利用が可能となる。
- ② 受信用ICの複数搭載が不要になることから、受信端末製造コスト等の軽減 化が図られ、より安価な受信端末の供給が可能となることが期待される。 これによりマルチメディア放送そのものの普及促進も期待できる。

その上で、想定されるマルチメディア放送受信用携帯端末には現行のワンセグ放送 (ISDB-T方式) 受信機能の搭載がユーザーにより強く望まれるであろうこと、さらにはVHF-LOW帯で予定される地方ブロック向けマルチメディア放送 (ISDB-Tsb方式) での受信端末の共用化による普及促進面でのメリット等の観点から、その放送方式はISDB-Tmm方式の採用が望ましいと考える。

	pag 771
207.5MHz以上 222MHz以7	下の周波数を使用する特定基
地局の開設に関する指針案	

該当箇所

別表第一 開設計画に記載すべき事項

- 三 受託放送役務(放送法第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務をいう。以下同じ。)の提供に関する事項
  - 2 委託放送業務(放送法第二条第三号の五に規定する 委託放送業務をいう。以下同じ。)の円滑な運営のた めの取組に関する実績及び今後の計画

#### ご意見

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する携帯端末向けマルチメディア放送は、有料課金ビジネスが中心になることが想定されることから、有料放送管理事業者(いわゆるプラットフォーム事業者)が必要となることが予想される。

このようなプラットフォーム事業が、受託放送業務の一部として少数の事業者に収斂し、結果これら事業者が多くの権限を有することになると、委託事業者に対する提供条件における公平性の欠如及びサービス内容への干渉等の懸念が想定される。

従って、サービスを実現するためのプラットフォーム機能の検討およびその提供は、委託事業者が主導の下、行われることが、合理的且つ円滑な事業 推進に資すると考える。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 137-8088

住所 東京都港区台場 2-4-8

氏名 (株) フジテレビジョン

常務取締役 跋嚚 \*\*\*\*\*暢

該当箇所	意見
11) 特定基地局の開設に関する指針案	事業採算性を考慮し、努力目標とする、あるいは普及推移をみながら、
三-2 全国の世帯カバー率、総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバ	より長期で段階的な計画にする等の柔軟な対応が必要と考えます。
一率	また、区域ごとの世帯カバー率については、各地域の経済環境、市場
	環境、地理的環境には、大きくばらつきがあるため、一律に規制する
	のではなく、あくまで「原則」規定とし、例外措置も認める運用にす
	べきと考えます。
11) 特定基地局の開設に関する指針案	指針案に賛同いたします。
五一2~3 申請することができる周波数の帯域幅は14.5MHzとし、	認定を単一事業者とすることにより、ガードバンドを設定する必要が
開設計画の認定は、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に	なくなり、電波の有効利用につながると考えます。また、複数の事業
対してするものとする	者による投資の無駄を防ぐことが、利用者負担の低減につながり、マ
	ーケットの早期成長に資すると考えます。
	特に、ISDB-Tmm 方式は、単一事業者による周波数配置において、
	14.5MHz 中、使えない周波数がわずか 0.32 MHz と最小で、最も電
	波を有効に利用できる方式であり(情報通信審議会「携帯端末向けマ
	ルチメディア放送方式の技術的条件」答申)、ワンセグ端末と同じ
	ISDB-T 方式をベースにしていることから、端末普及の観点において
	も最適な技術方式と考えます。

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局 放送政策課御中、放送技術課御中

郵便番号: 105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちょう

住所:東京都港区浜松町1-31 (ふりがな)ぶんかほうそう

氏名:株式会社文化放送

代表取締役社長 三木 明博

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
放送法施行規則の一部を改正する省令案	平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申『「放送システムに関する技術的条
別表第一号(第一条の二関係)	件」のうち「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」』では、周波数
および	条件とともに技術的条件が答申されている。しかるに、左記の省令・告示改正案に
放送普及基本計画	おいては、「マルチメディア放送」のみの表現となっており、90MHz から 108MHz
第 2-3-(3)	までの周波数を用いるものと、207.5MHz から 222MHz までの周波数を用いるも
	のとが一括りとなっている。他の省令改正案等から、本改正案では 207.5MHz か
	ら 222MHz までの周波数を用いて行なう放送を対象としていることが明らかであ
	<b>るが、本条文からはそれが読み取れない。使用周波数もしくは送信の標準方式を追</b>
	記してはどうか。
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条	本指針では、開設計画の認定を受けられるのは1事業者となっているが、このこと
の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五MHz以上二	は限られた帯域を有効活用し周波数有効利用に資するものであり賛成できる。
二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に	なお、開設計画の比較審査においては、携帯端末搭載メディアとして既に普及して
関する指針	いるワンセグ放送と基本技術を同じにするISDBTmm方式が、ハイブリッド受信
第5項 第3号	機(複数メディアを搭載する受信機)の普及に対し実装の容易さや価格面において
	優位であることを勘案すべきと考える。

平成 22 年 3 月 4 日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

> 〒960-8655 福島原福島市下発字8 縦式会社 与ジオ福島 代表取締役社長 本多純一郎

該当箇所	ご意見
電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) 第二十七条	別表第三第一項第2号受信設備の普及に関する事項について、携帯端末向けマルチ
の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五 MHz 以上二	メディア放送の受信設備の普及を図るためには V-LOW、V-High が同じ方式を採用
二二 MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設	することが望ましい。
に関する指針	すでに ISDB-T は国内において広く普及しており、ISDB-Tmmであれば、商品開
別表第三 第一項第2号	発、普及において有利と考える。
	_

平成22年3月4日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

990 - 8555

やまがたけんやまがたしはたごまち 山形県山形市旅篭町二丁目5番12号

やまがたほうそうかぶしきかいしゃ 山形放送株式会社

ಕ ೧ ベ ಭಾರಿ

代表取締役社長 園部 稔

意見
本指針案によれば「開設計画の認定は、(中略) 二以上の場合はそれぞれの申請について別
表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高
い一の申請に対してするものとする。(以下省略)」となっています。
これは、いわゆる V-High 帯における受託放送事業者を一つに、つまり一つの技術方式とす
ることであり、受信者側の混乱を防止し、受信機の普及と受信機価格の低廉化が期待でき
るものとして賛成します。
なお、比較審査にあたっては、既に国内で広く普及している ISDB-T や V-Low 帯の技術方式
ISDB-TSB と同じファミリーの ISDB-Tnm が、マルチメディア放送全体の普及に対し優位であ
ることを考慮すべきと考えます。